

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会地域福祉ボランティア団体登録 基準

平成15年7月9日羽社協発第327号

改正 平成16年4月21日羽社協発第 89号 平成22年9月29日羽社協発第685号

(目 的)

第1条 羽村市民によるボランティアの育成と団体の活動を推進し、支援するとともに、協働して地域福祉の増進を図るための団体を登録する基準を定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録できる団体は、次の要件の全てに該当すること。

- (1) ボランティア団体の会員は、原則として羽村市民であること。
- (2) 羽村市民を中心とした地域福祉活動を目的とする団体であること。
- (3) 羽村市社会福祉協議会(以下「社協」という。)等が行う事業に積極的に参加できる団体であること。
- (4) 羽村市民のボランティア活動全般に協働できる団体であること。

2 その他、1項の要件のほか市民福祉の向上に必要と認める団体。

(登録の承認)

第3条 登録を受けようとする団体は、様式1により社協に申請し、その承認を受けなければならない。

(登録の条件)

第4条 ボランティア活動の登録内容について必要があるときは、前条の承認に条件を付することができる。

(登録の制限)

第5条 次の一に該当するときは、登録を承認しない。

- (1) 公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると思われるとき。
- (2) 社協の運営に支障があると思われるとき。
- (3) 営利を目的とする活動をするとき。
- (4) 福祉センター会議室等の会場の使用のみを目的とするとき。
- (5) その他活動の内容が不相当と認めるとき。

(登録の取消)

第6条 次の一に該当するときは、登録の承認を取り消すものとする。

- (1) この基準に反したとき
- (2) 登録の目的又は登録の条件に反したとき。

付 則

この基準は、平成15年7月9日から施行する。

付 則 (平成16年4月21日羽社協発第89号)

この基準は、平成16年4月21日から施行する。

付 則 (平成22年9月29日羽社協発第685号)

改正後の基準は、平成22年10月1日から適用する。

様式1 (第3条関係)

ボランティア団体登録カード

平成 年 月 日

団体名			
代表者	氏名	電話	— —
	(連絡先)		
	住所 ㊦		
設立	年 月 日	会員数	人
活動日時		活動の拠点	
活動内容			

《会員名簿》

No.	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(添付書類) 会則、予算、事業計画等